

<問題編>

	問 題	○・×
1	「社会福祉法」第4条では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共存する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」と規定している。	
2	「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『横断』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいう。	
3	市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うよう努める。	
4	市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定しなければならない。	
5	重層的支援体制整備事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしている。	
6	「断らない相談支援」とは、多機関協同の中核の機能を果たすものである。	
7	「参加支援」とは、地域づくりをコーディネートする機能のことである。	
8	「地域づくりに向けた支援」とは、社会とのつながりや参加を支援する機能のことである。	
9	包括的相談支援事業とは、 「属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める」 「支援機関のネットワークで対応する」 「複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ」 という特徴をもつ。	
10	地域づくり事業とは、 「社会とのつながりを作るための支援を行う」 「利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる」 「本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う」 という特徴をもつ。	

	問 題	○・×
11	参加支援事業とは、 「世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する」 「交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする」 「地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る」 という特徴をもつ。	
12	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは、 「支援が届いていない人に支援を届ける」 「会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける」 「本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く」 という特徴をもつ。	
13	多機関協働事業とは、 「市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する」 「重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす」 「支援関係機関の役割分担を図る」 という特徴をもつ。	
14	重層的支援会議は、多機関協働事業において実施し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議のことである。	
15	支援会議は、社会福祉法第106条の6に規定された会議であり、市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合には情報共有に基づく支援の検討等は不可能である。	
16	「介護保険法」では、「国及び地方公共団体は、地域における認知症である者への支援体制を整備すること、認知症である者を現に介護する者の支援並びに認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずることその他の認知症に関する施策を総合的に推進しなければならない。」と規定されている。	

<解答編>

	問 題	○・×
1	「社会福祉法」第4条では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、 <b>共存する</b> 地域社会の実現を目指して行われなければならない。」と規定している。 → <b>共生する</b>	
2	「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『 <b>横断</b> 』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいう。 →『 <b>縦割り</b> 』	
3	市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を <b>行うよう努める</b> 。 → <b>行うことができる</b>	
4	市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を <b>策定しなければならない</b> 。 → <b>策定するよう努めるものとする</b>	
5	重層的支援体制整備事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしている。	
6	「断らない相談支援」とは、多機関協同の中核の機能を果たすものである。	
7	「参加支援」とは、 <b>地域づくりをコーディネートする機能</b> のことである。 → <b>社会とのつながりや参加を支援する機能</b>	
8	「地域づくりに向けた支援」とは、 <b>社会とのつながりや参加を支援する機能</b> のことである。 → <b>地域づくりをコーディネートする機能</b>	
9	包括的相談支援事業とは、 「属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める」 「支援機関のネットワークで対応する」 「複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ」 という特徴をもつ。	

	問 題	○・×
10	<p><b>地域づくり事業</b>とは、</p> <p>「社会とのつながりを作るための支援を行う」</p> <p>「利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる」</p> <p>「本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う」</p> <p>という特徴をもつ。</p> <p>→参加支援事業</p>	
11	<p><b>参加支援事業</b>とは、</p> <p>「世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する」</p> <p>「交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする」</p> <p>「地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る」</p> <p>という特徴をもつ。</p> <p>→地域づくり事業</p>	
12	<p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは、</p> <p>「支援が届いていない人に支援を届ける」</p> <p>「会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける」</p> <p>「本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く」</p> <p>という特徴をもつ。</p>	
13	<p>多機関協働事業とは、</p> <p>「市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する」</p> <p>「重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす」</p> <p>「支援関係機関の役割分担を図る」</p> <p>という特徴をもつ。</p>	
14	<p>重層的支援会議は、多機関協働事業において実施し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議のことである。</p>	
15	<p>支援会議は、社会福祉法第 106 条の 6 に規定された会議であり、市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、<b>本人の同意がない場合には情報共有に基づく支援の検討等は不可能である。</b></p> <p>→本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能である。</p>	
16	<p>「介護保険法」では、「国及び地方公共団体は、地域における認知症である者への支援体制を整備すること、認知症である者を現に介護する者の支援並びに認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずることその他の認知症に関する施策を総合的に<b>推進しなければならない。</b>」と規定されている。</p> <p>→推進するよう努めなければならない</p>	

<正しく覚える編>

	問 題	○・×
1	「社会福祉法」第4条では、「地域福祉の推進は、 <b>地域住民</b> が相互に <b>人格と個性</b> を <b>尊重</b> し合いながら、 <b>参加</b> し、 <b>共生</b> する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」と規定している。	
2	「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『 <b>縦割り</b> 』や「 <b>支え手</b> 」「 <b>受け手</b> 」という関係を超えて、 <b>地域住民</b> や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が <b>世代</b> や <b>分野</b> を超えてつながることで、住民一人ひとりの <b>暮らし</b> と <b>生きがい</b> 、 <b>地域</b> をともに創っていく社会のことをいう。	
3	<b>市町村</b> は、 <b>地域生活課題</b> の解決に資する <b>包括的</b> な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、 <b>厚生労働省令</b> で定めるところにより、 <b>重層的支援体制整備事業</b> を行うことができる。	
4	<b>市町村</b> は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「 <b>重層的支援体制整備事業実施計画</b> 」という。）を <b>策定</b> するよう <b>努める</b> ものとする。	
5	重層的支援体制整備事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「 <b>属性</b> を問わない相談支援」、「 <b>参加支援</b> 」、「 <b>地域づくり</b> に向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしている。	
6	「 <b>断らない相談支援</b> 」とは、多機関協同の中核の機能を果たすものである。	
7	「 <b>参加支援</b> 」とは、社会とのつながりや参加を支援する機能のことである。	
8	「 <b>地域づくりに向けた支援</b> 」とは、地域づくりをコーディネートする機能のことである。	
9	<b>包括的相談支援事業</b> とは、 「属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める」 「支援機関のネットワークで対応する」 「複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ」 という特徴をもつ。	
10	<b>参加支援事業</b> とは、 「社会とのつながりを作るための支援を行う」 「利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる」 「本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う」 という特徴をもつ。	
11	<b>地域づくり事業</b> とは、 「世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する」	

	<p>「交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする」</p> <p>「地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る」</p> <p>という特徴をもつ。</p>	
12	<p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは、</p> <p>「支援が届いていない人に支援を届ける」</p> <p>「会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける」</p> <p>「本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く」</p> <p>という特徴をもつ。</p>	
13	<p>多機関協働事業とは、</p> <p>「市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する」</p> <p>「重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす」</p> <p>「支援関係機関の役割分担を図る」</p> <p>という特徴をもつ。</p>	
14	<p>重層的支援会議は、多機関協働事業において実施し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議のことである。</p>	
15	<p>支援会議は、社会福祉法第106条の6に規定された会議であり、市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能である。</p>	
16	<p>「介護保険法」では、「国及び地方公共団体は、地域における認知症である者への支援体制を整備すること、認知症である者を現に介護する者の支援並びに認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずることその他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならない。」と規定されている。</p>	